

(2) 循環型社会への取組

①ゴミの3Rの推進

- 各種リサイクル法に基づく3Rの推進
- レジ袋等の容器包装ゴミの削減
- 地域での3Rのネットワーク化

②ゴミの適正処理や不法投棄・散乱ゴミ対策

- 廃棄物の適正処理
- エコサイクルセンターの施設整備への支援
- 地域の美化活動団体への支援
- 県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の実施

(3) 自然環境を守る取組

①森林環境の整備

- 計画的な森林整備
- 公共工事での環境配慮や県産材の利用促進
- 協働の森づくり事業の実施

②清流及び生活環境の保全

- 清流保全計画や四万十川条例に基づく取組
- 公共用水域や大気などの環境監視

③生態系・希少動植物の保全

- 希少野生動植物の調査や指定・保護区の設定
- 鳥獣の保護・管理
- 藻場環境の保全や修復
- 自然公園の適正利用

(4) これからの環境ビジネスの振興

①県として主体的に取り組むべき事業

- 森林CO₂吸収認証制度の拡充による森林経営・管理事業の活性化（協働の森づくり事業によるカーボンオフセットの取組）
- 環境先進モデル事業の新規開拓と国への働きかけ（例：木質バイオマス燃料を使用した園芸用ボイラー設備投資など）

②先進的市町村と連携した取組

- 資源循環型地域社会づくり構想の検討（例：梼原町のモデル都市構想）

③環境先進企業、事業者との連携

- 産・学・官による環境ビジネスの積極的な育成・支援
- 環境ビジネスの計画的かつ重点的な取組

(5) 環境学習の推進とネットワークづくり

①環境学習の取組の輪を広げる

- 環境教育に関する基本方針の策定・導入
- エコまなぶ号や環境学習のための講師派遣

②環境活動のネットワーク化を進める

- 環境活動支援センターによる普及啓発活動

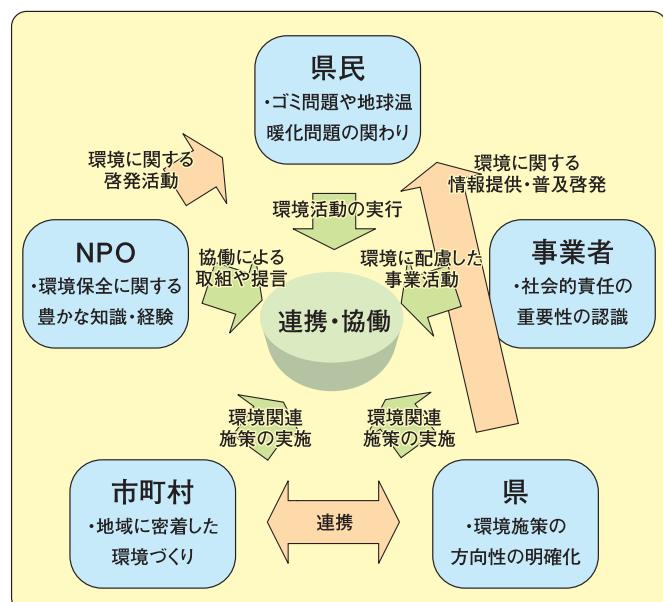
- 環境活動に関する情報提供、活動発表や交流の場を提供
- 市町村や他県と連携した環境施策の推進

■計画の推進

(1) 計画の推進体制

府内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

計画の推進体制



(2) 計画の進行管理

P D C Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

■体系表

